

令和3年2月3日

入所者ご家族・関係者 各位

救世軍恵みの家
施設長 細貝順子

2/2 緊急事態宣言の期間延長に伴う対応について

日頃より救世軍恵みの家の働きに対しご理解ご協力を頂き、感謝申し上げます。

1月7日の緊急事態宣言後、「外部からのウイルス持ち込みの防止」と「ご入所者の生活の質の維持」を念頭に、面会や見学の制限等の各種対策を行って参りました。この度の期間延長に伴い、改めて対策をまとめましたのでお知らせ致します。実施期間は緊急事態宣言の延長期間同様、3月7日(日)までとしておりますが、都内の感染状況等によっては再延長も考えられます。

ご家族関係者の皆さまにおかれましては引き続きご不便をお掛けいたしますが、重ねてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

不明な点などございましたら施設代表電話(☎ 03-3381-7243)担当者までお問合せ下さい。

記

1. ご家族様対応につきまして

① 『ご面会』 ⇒制限を継続します

- 対面方式は引き続き中止とさせていただきます
- 現在実施しております「ガラス越し面会」を継続し、面会環境の整備を図ります
- オンライン面会についても現在準備中です
- お荷物のお受取りは引き続き1階ロビーにて承りますのでお声掛け下さい

② 『外出・外泊』 ⇒制限を継続します

- 受診時などを除き、引き続きご遠慮くださいますようお願いいたします

③ 『プラン説明』 ⇒制限を継続します

- プラン説明等も引き続き「郵送+電話対応」を継続させていただきます

2. ご入所者に関する事項につきまして

① 『礼拝・音楽レク等の内部イベント』 ⇒実施継続します

- 感染予防を可能な限り徹底する形で、基本的には継続する方向で調整しています
- 一部サービスにつきましては調整に時間を要する場合がございます

② 『理美容サービス』 ⇒3月再開予定とします

- 業種の特徴(多数の施設・対象者に向けたサービス提供)を勘案し自粛期間の利用を中止としておりましたが、緊急性と中止期間長期化の影響を考慮し、「2月までは中止継続、3月より再開に向け検討を行う」こととさせていただきます

③ 『訪問歯科診療』 ⇒再開します

- 理美容同様に多数の施設を回られている特徴を勘案し1か月間中止としておりましたが、今回の期間延長に伴う影響を考慮し、ユニットや人数を制限する形で再開することとします
- 2月9日(火)から再開予定となります

3. 施設の事業につきまして

『ショートステイ事業』

- 通常通りと致します
- ご家族様におかれましては、在宅期間中の経過観察(ご家族様を含めたご利用1週間前からの検温+様子観察)並びに、ご利用中の発熱時における受診・お迎えのご対応・ご協力をお願いを改めてお願い申し上げます

以上